

# 大分市中心市街地活性化基本計画

大分県 大分市

平成30年4月

平成30年3月23日認定

令和 2年3月31日変更

令和 3年3月12日変更

令和 3年12月3日軽微な変更

令和 4年3月 8日変更

令和 4年9月28日軽微な変更

令和 5年3月13日変更



# 目 次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
<b>1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針</b>	
[1]本市の特性	1
[2]中心市街地の現況分析	4
[3]関連計画における中心市街地の位置づけ	20
[4]市民意向の把握	29
[5]これまでの中心市街地活性化の取組の検証	35
[6]中心市街地活性化の課題	49
[7]中心市街地活性化の基本的な方針	52
<b>2. 中心市街地の位置及び区域</b>	
[1]位置	54
[2]区域	55
[3]中心市街地の要件に適合していることの説明	56
<b>3. 中心市街地の活性化の目標</b>	
[1]中心市街地活性化の目標	61
[2]計画期間	61
[3]目標指標の設定の考え方	61
[4]目標値設定の考え方	63
<b>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</b>	
[1]市街地の整備改善の必要性	79
[2]具体的事業の内容	80
<b>5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項</b>	
[1]都市福利施設の整備の必要性	87
[2]具体的事業の内容	88

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
[1] 街なか居住の推進の必要性	89
[2] 具体的事業の内容	90
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性	91
[2] 具体的事業の内容	92
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	102
[2] 具体的事業の内容	103
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	114
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等	115
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	119
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	129
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	131
[2] 都市計画手法の活用	132
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	133
[4] 都市機能の集積のための事業等	138
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	141
[2] 都市計画等との調和	141
[3] その他の事項	146
12. 認定基準に適合していることの説明	147